

選択的夫婦別姓制度を安易に導入せず、旧姓の通称使用の法制化等を求める意見書

昨今、夫婦の姓の在り方に関する議論において、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見がある。しかしながら、同制度の導入に関しては様々な点が懸念されており、例えば親子別姓による不安感や対人関係での心理的負担、家族の一体感の喪失など、子供に与える悪影響が考慮されていないことが挙げられる。

また、令和3年（2021年）12月に国が実施した家族の法制に関する世論調査の結果によると、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成した人が28.9%、夫婦同姓制度の維持に賛成した人が27.0%、夫婦同姓制度を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%となっている。

さらに、夫婦同姓制度は世界でも日本にしかないという批判もあるが、氏制度はその国の歴史や文化を踏まえた多様なものである。最高裁判所の判決では、婚姻に際して氏の変更を強制されない自由は人格権であるとは言えないとし、現行の夫婦同姓制度は憲法第13条等に反していないとされている。

こうした状況を踏まえると、安易に選択的夫婦別姓制度を導入するのではなく、夫婦同姓による不便さや不利益を解消することが国民の意思に沿うものと考えられる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 旧姓の通称使用を拡大するための法制度を優先的に導入すること。
- 2 選択的夫婦別姓制度に対する国民の真意を慎重に把握すること。
- 3 同制度が子供に与える影響への研究や分析が不十分であることから、専門家等による調査委員会等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

衆議院議長

参議院議長